

主要 5 課題に係る検討状況

目 次

| | ページ |
|---------------------------------------|-----|
| 1 平成 16 年度 第 1 回都区財政調整協議の概要・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 都区検討会の検討状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |

平成 16 年度 第 1 回都区財政調整協議の概要

1 . 第 1 回都区財政調整協議会幹事会 (平成 16 年 6 月 30 日開催)

(1) 会議概要

都区検討会の検討状況の報告後、協議。協議の中で、第 5 回大都市事務検討会において都側が示した考え方の補足説明が都側委員からあり、質疑を行った。都区双方が総括的意見を述べた後、報告された内容を了承し、本日の報告資料に基づき、都区財政調整協議会に報告することとした。

(2) 主な発言内容

「大都市行政」と「大都市事務」について

区側：都が「大都市行政」として実施している事務のうち、都が行う大都市事務の全貌を早急に提示し、具体的な協議を行うべき。

都側：第 5 回大都市事務検討会において、都の担っている機能を理解してもらうために、「大都市行政」における都の役割等を説明したが、今後、大都市行政についての議論をするということだけでなく、都の具体的な事業や財源配分について検討していく考えである。

都区検討会の進め方について

区側：残された検討日程がわずかとなる中で、都区制度改革の趣旨と都区協議の経緯を踏まえ、あくまで「主要 5 課題」として都区で確認した協議課題の範囲内で、円滑かつ具体的に協議を進めるべき。

都側：18 年度財調協議に向けて、より具体的な議論を精力的に進めていきたい。

2 . 第 1 回都区財政調整協議会 (平成 16 年 7 月 2 日開催)

(1) 会議概要

都区財政調整協議会幹事会より、都区検討会の検討状況報告がなされた後、協議を行い、都区双方が総括的意見を述べた。本日の協議を踏まえ、報告資料「都区検討会の検討状況について」にある「今後の予定」に沿って引き続き検討しながら、協議を進めていくこととした。

(2) 主な発言内容

大都市事務検討会について

区側：都が留保している 1 兆円の用途を明らかにして、都区の分担を明確にする以外に方法はない。「大都市行政」の具体的内容を明らかにし、その範囲で大都市事務と財源の整理をするのであれば、議論を前に進められると思うが、どうか。

都側：「大都市行政」の具体的内容をできる限り速やかに明らかにしながら、大都市事務や財源配分のあり方の具体的な議論を進めていけるよう努めたい。

今後の都区協議の進め方について

区側：検討会において、検討の手順と日程を調整し、解決策の具体化を急ぐこととし、適宜都区財政調整協議会で報告を受け、協議を進めたい。

都側：都区双方が解決に向けた協議を進めようということでは一致できた。今後も、都区が対等・協力の関係で有意義な議論を進められるよう、誠意をもって取り組みたい。

第1回都区財政調整協議会（H16.7.2） / 発言概要

| | 区側 | 都側 |
|------------------|--|---|
| 協 | <p>【大都市事務検討会】</p> <p>「大都市行政」という新しい議論が持ち出されたが、「大都市行政」を土台に検討するとしても、結局は都が留保している1兆円の用途を明らかにして、都と区の分担を明確にする以外に方法はない。</p> <p>今後、都が「大都市行政」の具体的な内容を速やかに明らかにし、大都市事務と財源の整理をするのであれば、協議を前に進められる。</p> | <p>都区検討会において議論がなされている5項目の課題は、都区双方が誠意を持って取り組むべき重要な課題であり、今後も引き続き十分な議論を進めていく必要がある。</p> <p>大都市事務の今後の検討にあたっては、区側の意見にあったように、「大都市行政」の具体的な内容をできる限り速やかに明らかにしながら、大都市事務や財源配分のあり方について具体的な議論を進めていけるよう努めたい。</p> |
| 議 | <p>【清掃関連経費検討会】</p> <p>都が財調外で負担する745億円、5%を区の財源配分に反映させることが最大の課題であり、法改正に基づく移管経費の財源として反映されてしかるべきものである。</p> <p>財源配分の問題と財調算定の中身をどうつくるかを混同すべきではなく、また、本来、清掃事業経費の財源として区に配分されるべきものが都の財源になるのでは納得できない。</p> <p>【小中学校改築等検討会】</p> <p>建築後50年を超える校舎等が膨大に発生する状況は深刻であり、間近に迫った改築のピークに現実的に対応できる財源措置を行うよう、財源配分問題として協議を求める。</p> <p>都市計画交付金は、都と区の都市計画事業の実施状況に見合う形で配分されるルールを具体化することが課題であり、都の都市計画事業の実施状況を明らかにすることをはじめ、協議課題をどう解決するか議論したい。</p> | <p>清掃関連経費、小中学校改築経費及び都市計画交付金についての区側意見はしっかり受け止めたい。現時点で、なお、都区双方の見解に相違があるが、引き続き、検討会で真摯な議論を行っていく。</p> <p>今後とも、都区が対等・協力の立場に立って相互に理解を深め、有意義な議論が進められるよう誠意をもって取り組んでいく。</p> |
| 総 括 意 見 | <p>「主要5課題」は財源配分に係わる都区間の最重要課題であり、この問題の解決が曖昧に終われば都区制度改革の根本が達成されない事態を招くこととなり、23区一致して重大な決意で協議に臨んでいる。</p> <p>検討会では、基本的な部分で議論が噛み合っていない課題もあるが、少なくとも解決に向けて協議を前に進めようということは一貫できた。特に、大都市事務については府県事務の領域も含む「大都市行政」という概念を入口としながらも、大都市事務と財源の整理を行っていく考えが示され、ようやく具体的議論の出発点に立てた。</p> <p>今後、検討会において検討の手順と日程を調整し、解決策の具体化を急ぎ、検討状況にある「今後の予定」に沿って検討しながら、適宜、財調協議会で報告を受け、協議を進めたい。</p> | <p>12年の都区協議会で確認された5項目の確認事項は、都としても重要な課題であり、誠意を持って協議を進める必要がある。</p> <p>都区双方が解決に向けた協議を一層進めることで一致でき、とりわけ、大都市事務の検討については、具体的な議論を進める上での貴重な共通の基盤ができた。</p> <p>都としても検討会の報告にあった「今後の予定」に沿って協議を進めたい。</p> |

都区検討会の検討状況について

1 大都市事務検討会

検討事項

- ・大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方
- ・大きな制度改正等やどうしても対応できない事態が発生した場合の配分割合の変更

検討状況

- ・第2回の検討会において検討課題と論点を検討し、確定した。
(確定した検討課題)
 - 課題1 都区の大都市事務の役割分担及び大都市事務の考え方
 - 課題2 調整税の配分割合の決定方法
 - 課題3 調整税の配分割合の変更
- ・第3回～第4回では、課題1から3についての都区それぞれの考え方が示された。
- ・第4回の検討会において、これまでの議論と都区の考え方を整理し、今後、具体的な議論を行うことで都区が一致した。
- ・第5回では、「都区の大都市事務の役割分担及び大都市事務の考え方」について、改めて都区の考え方が示された。都から大都市行政における都の役割について、具体的な事業例を示して説明し、また、区からは、都が行う大都市事務の考え方をとりまとめたものが示されて、双方の提案に対し、様々な議論を行った。次回は、都区双方が説明した内容に対するそれぞれの見解を整理し、改めて議論することとした。

今後の予定

- ・これまでの検討会において示された都区それぞれの考え方を踏まえ、都区の大都市事務の役割分担について、さらに検討を進めて行く。
- ・役割分担を踏まえた財源配分のあり方について、検討を進めていく。(課題2、3)

2 清掃関連経費検討会

検討事項

- ・都区財源配分に反映されなかった清掃関連経費の扱い

検討状況

- ・第2回～第3回の検討会において検討課題と論点を検討し、都区双方の主張が一致しない、都側提案の「決算分析による現行算定の検証及び4経費以外の経費の取扱い」と区側提案の「灰溶融施設関連経費及び中継施設改築・大規模改修経費の取扱い」については、都区財政調整協議会幹事会でその取扱いを協議することとした。
- ・第4回では、4経費の取扱いの検討を優先して行い、その後「決算分析による現行算定の検証」等その他の項目を検討するとの都区財政調整協議会幹事会での整理を踏まえ、検討課題と論点について確定した。

(確定した検討課題)

- 課題1 財源配分に反映されていない経費の取扱い
- 課題2 18年度以降の財調算定の取扱い

また、財源配分に反映されていない経費の取扱いについて、都区双方の考え方が

示された。

さらに、4経費以外の経費の取扱いや決算分析による現行算定の検証、18年度以降の将来需要推計とその取扱いについては、都区共同調査を早期に実施することについて都区で一致した。

今後の予定

- ・これまでに示された、都区それぞれの考え方を踏まえて、清掃関連の4経費の取扱いについて、さらに検討を進めていく。
- ・都区共同調査を実施し、その調査結果の分析を踏まえて検討を行う。

3 小中学校改築等検討会

検討事項

- ・小中学校改築需要急増への対応
- ・都市計画交付金のあり方

検討状況

- ・第2回～第3回の検討会において、検討課題と論点を検討し、確定した。
なお、小中学校改築については、改築需要の実態調査を都区共同で行うことで一致した。

(確定した検討課題)

課題1 小中学校改築需要急増への対応

課題2 都市計画交付金のあり方

- ・第4回では、小中学校改築について、これまでの都区双方の考え方を確認するとともに、改築需要の実態調査の結果が報告された。

また、都市計画交付金については、「都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った都市計画税の配分」について、都区それぞれの考え方が示された。

今後の予定

- ・小中学校改築については、改築需要の実態調査の結果を分析しながら、今後の見込みと現行算定について検証・評価を行い、これに基づく将来需要の取扱いを検討する。
- ・都市計画交付金のあり方については、これまでに示された都区双方の考え方を踏まえて、さらに検討を進めていく。

5項目の確認事項に係る都区検討会の検討項目

| 検討会 | 5項目の確認事項 | 検討課題と論点 |
|-------------------------|---|--|
| 大 都 市 事 務 検 討 会 | <p>今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ること等を踏まえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、今後協議する。</p> <p>清掃事業の特例的な対応が終了する平成17年度の時点で配分割合の見直しを行うことは当然として、それまでの間、大きな制度改正やどうしても対応できない事態が発生した場合には、配分割合の変更について協議を行う。</p> | 課題1 都区の大都市事務の役割分担及び大都市事務の考え方 |
| | | 論点 1 都区の大都市事務の役割分担のあり方 2 都が行う大都市事務の考え方・範囲 3 役割分担を踏まえた財源配分のあり方 |
| | | 課題2 調整税の配分割合の決定方法 |
| | | 論点 1 配分割合の決定方法 2 平成18年度の配分割合に反映すべき要素 |
| 清 掃 関 連 経 費 検 討 会 | <p>今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費を踏まえて平成17年度までに協議する。</p> | 課題3 調整税の配分割合の変更 |
| | | 論点 1 配分割合の変更事由となる都区の役割分担等の変更程度 2 配分割合を変更する場合の具体的方法 |
| | | 課題1 財源配分に反映されていない経費の取扱い |
| | | 論点 1 都が財調外で負担している経費(派遣職員職員費等の一部、地元還元施設補助金、派遣職員退職手当、既発債償還経費)の取扱い (1)各経費及び財源の18年度以降の取扱い 2 都が財調外で負担している経費(4経費)以外の財源配分に反映されていない経費の取扱い (1)灰溶融施設関連経費及び中継施設の改築・大規模改修経費 (2)その他の経費 |
| | | 課題2 18年度以降の財調算定の取扱い |
| | | 論点 1 決算分析による現行算定の検証 2 18年度以降の将来需要推計とその取扱い |

| | | | |
|------------------------|--|--------------------|--|
| 小中学校 改築 等検討 会 | 今後の小中学校の改築需要急増への対応について、実施状況等を踏まえて協議する。 | 課題1 小中学校改築需要急増への対応 | |
| | | 論 点 | 1 改築需要の実態及び今後の見込と現行算定の検証・評価 2 将来需要の取扱い |
| | 都市計画交付金について、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分が行われるよう検討する課題とする。 | 課題2 都市計画交付金のあり方 | |
| | | 論 点 | 1 都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った都市計画税の配分 (1) 都区双方の都市計画事業の実施状況の捉え方 (2) 実施状況等を勘案した都市計画交付金のあり方 2 都市計画交付金の今後のあり方 (1) 現行の都市計画交付金における課題の検討 (2) 課題等を勘案した都市計画交付金のあり方 |

(別紙)

都区検討会で示された都区の主な見解

1 大都市事務検討会

(区の見解)

都区の役割分担を明確化するためには、大都市行政一般を議論するのではなく、そのうち特別区優先の原則の下に限定的に行われる都の市町村事務(=大都市事務)を、地方自治法の原則に従って整理・明確化する必要がある。そのため、17年度までの限られた検討日程を踏まえ、早急に都が現に行っている大都市事務の全容が示された上で、具体的な協議を進める必要がある。都区の役割分担に応じて財源配分を行うのが、地方自治法から導かれる基本原則であり、この原則に則った配分割合の決定方法を検討する必要がある。

(都の見解)

大都市行政における都の役割は、大都市機能の維持・強化を図ることによって大都市東京を活性化し、日本全体に利益をもたらすことと認識している。大都市における行政を都と区がどのように担っていくか、という視点で役割分担を議論することがまず必要である。この役割分担の議論を踏まえたうえで、具体的な事業や財源配分のあり方について議論を進めていくべきである。

2 清掃関連経費検討会

(区の見解)

区側の財源配分に反映させず都が財調外で負担している清掃関連の4経費については、特例期間が終了する18年度には当然に区側の財源配分に反映すべきである。12年度の時点で配分割合に反映されていない経費(灰溶融施設関連経費や中継施設の改築・大規模改修経費)の取扱いを検討し財源配分に反映するとともに、18年度以降の清掃費算定の検討にあたっては、財源配分の問題とは明確に区分して検討すべきである。

(都の見解)

財源配分に反映されなかった清掃関連経費については、18年度以降、区に引き継ぐ経費や、引き続き都が負担していく経費などがあることから、すべてが区の財源配分に反映すべき経費とは考えていない。現行の清掃費の算定については、17年度までの特例期間中の清掃事業が円滑に行えるよう、6年間の平均額で安定的な経費の算定を行うなど、特例的なものである。18年度以降の算定については、実態調査に基づき、より実態に則した算定方法を検討していく必要がある。

3 小中学校改築等検討会

(区の見解)

小中学校の改築に要する経費については、間近に迫った改築のピークに現実的に対応できる財源措置を行うべきである。

都市計画交付金は、本来、市町村目的税である都市計画税を原資としている。都区双方が大都市事務として都市計画事業を実施している以上は、その分担や事業実績に見合う形で配分することが、税の本来の趣旨に適うものである。そのため、都は早急に実施状況をはじめ、具体的な考え方を示すべきである。

(都の見解)

現行の算定で、小中学校改築の将来需要に対応できるものと考えているが、実施状況の調査結果を踏まえ、検討していく。

都市計画事業は、長期性や変動性などの基本的性格はもとより、その背景や取組み等の様々な要素を考慮する必要があるため、都区双方の都市計画事業の実施状況をどう捉えるかについては、非常に難しい問題であると認識している。

特別区における都市計画事業の円滑な促進という基本に立って、課題の整理を行いながら、都市計画交付金のあり方を検討していくべきと考えている。